

「JCSS登録の一般要求事項」にかかるご意見と回答について

No.	ご意見	回答
1	<p>下記の 8.3.3 項の改定につきまして、この要求事項への対応の一例として、校正証明書に記載する注意事項に、“カラーコピー機等で複写をする場合の注意について”の内容を記述することが認められるのでしょうか？</p> <p>また、それ以外にも対応方法の例があれば教えて頂きたいので、ご回答よろしくお願ひします。</p>	<p>ご意見を頂き、ありがとうございます。今回の改正案は、既に規定されている内容をよりわかりやすく記載したものです。</p> <p>ご意見頂きましたとおり、事業者様のご判断で「校正証明書に記載する注意事項に、“カラーコピー機等で複写をする場合の注意について”の内容を記述すること」も可能です。</p> <p>また、それ以外の方法と致しましては、複写をした際に「COPY」という文字が表示される紙を用いる方法や、校正証明書発行責任者の押印を【朱肉を用いた押印】とすることにより、たとえカラーコピーを行ったとしても、原紙かコピーかが容易にわかるといった方法もあります。</p>
2	<p>8.1 (5) 認定事業者の顧客に対して、認定シンボルを使用しないことを徹底するのであれば、顧客へ発行する校正証明書自身の表紙の下帯（「この証明書は、計量法第144条…」と書かれている箇所）に「認定シンボルを製品、広告物等に使用してはならない」旨を記述することで、顧客に漏れなく徹底することが可能なため、追記の検討を願ひします。</p> <p>附則（施行期日）「1. この文書は、平成28年1月1日から施行する。」とありますが、標章・認定シンボルの校正証明書、更に宣伝等における使用は、以下の理由により、本規定改正前のものに対して、経過措置（1年程度の猶予期間）が必要です。</p> <p>認定シンボルの校正証明書への使用は、認定センターから清刷（画像データ）が提供された後、「校正証明書発行の方法を記述した書類」の見直し改訂の上、記載事項変更届の提出が必要と思ひます。これらに期間がかかります。</p> <p>宣伝等に用いる標章・認定シンボルは、印刷済み在庫の処理に期間がかかります。更に名刺は変更印刷して配布されるまでの間、過去の名刺を使用するしかありませんが、社員数が数百、数千となると、変更印刷などに期間がかかります。</p>	<p>ご意見を頂き、ありがとうございます。</p> <p>「1」のご意見と同様に、事業者様のご判断で「校正証明書に「認定シンボルを製品、広告物等に使用してはならない」旨を記述すること」も可能です。</p> <p>また、「経過措置（1年程度の猶予期間）が必要」である旨のご意見を頂きました。標章・認定シンボルの校正証明書、更に宣伝等につきましては、次年度末（平成29年3月末）を目処とした移行期間中は印刷済の名刺等を含めて、使用を可能と致します。</p>
3	<p>「付属書5 カタログ、レターヘッド及びその他の宣伝文書等に対する標章又は認定シンボルの使用例」1. 改定趣旨では『名刺にも「ilac-MRA」マークを含む認定シンボ</p>	<p>ご意見を頂き、ありがとうございます。</p> <p>従来、「ilac-MRA」マークを含む認定シンボルは「カタログ、レターヘッド及びその他の宣伝文書」を対象として認められて</p>

	<p>ルの利用が可能。』とあります。しかし『JCSS登録の一般要求事項』の本文37頁『2. 名刺に使用する場合の使用例』として「ilac-MRA」マークの入っている図のみが例示されています。これでは「ilac-MRA」マークを必ず入れなければならない様な印象を受けます。改定趣旨が反映されるように従来の「ilac-MRA」マークが入っていない例も削除せずに例示すべきであり、本文中で説明をすべきと考えます。2.改定趣旨の説明が誤りで「ilac-MRA」マークを必ず入れなければならないのであれば周知・移行期間の設定をすべきではないでしょうか。平成28年1月1日からの適用開始を予定とありますのでそれ以降に誤った使用をした場合は何らかの対応が発生すると思われるかもしれませんが、多くの事業者は準備が間に合わないと思います。『37頁2. 名刺に使用する場合の使用例』には前記のような誤解を受けないような表現をお願いします。</p>	<p>おり、名刺には「ilac-MRA」マークの使用が認められておりませんでした。</p> <p>今回の改正案では、「ILAC-R7(2015): ILAC MRAマーク使用ルール」の改正を踏まえ、名刺にも「ilac-MRA」マークを含む認定シンボルの利用が可能となりました。</p> <p>ILAC-R7(2015)の改正目的を踏まえ、名刺につきましても、順次、切り替えて頂きたいところですが、「ilac-MRA」マークが入っていない名刺につきましては、現在の印刷済の名刺等の使用状況を勘案し、次年度末(平成29年3月)を目処とした移行期間中は印刷済の名刺等の使用を可能と致します。</p>
4	<p>8.1(4)…提供を受けた業者等が、認定事業者と同様に…とありますが、どの程度管理したらよいでしょうか。認定事業者と同等の管理は難しいと思います。8.2(2)認定シンボルの清刷は、認定後、認定機関から認定事業者に提供される。とありますが、既に認定された事業者は現在使用している認定シンボルに対して何か処置をしなければならないのでしょうか。8.4.2(2)名刺への標章の扱いですが、適切に管理されていれば…の適切はどの程度でしょうか。また、名刺のフォームが社内で違うのは扱いづらいです。従来の認定シンボルから ilac-MRA マークを除いたものは、今後も名刺に使用しても宜しいのでしょうか。以上、宜しくお願い致します。</p>	<p>ご意見を頂き、ありがとうございます。</p> <p>お問い合わせ頂きました「どの程度管理したらよいでしょうか」につきましてもですが、例えば、パンフレット等の印刷について印刷業者との契約を取り交わす際、認定シンボルの清刷を印刷業者に提供する場合は、作業終了後、データの回収又は廃棄を行うことを含めた契約をお願いしたいと思っております。</p> <p>また、今回の改正案では、「ILAC-R7(2015): ILAC MRAマーク使用ルール」の改正目的を踏まえ、順次、切り替えて頂きたいところですが、「ilac-MRA」マークが入っていない名刺につきましては、現在の印刷済の名刺等の使用状況を勘案し、次年度末(平成29年3月)を目処とした移行期間中は印刷済の名刺等の使用を可能と致します。</p>